

債券内容説明書

平成 26 年 6 月 12 日

第 24・25 回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 24 回国際協力機構債券及び第 25 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成 25 年 12 月 1 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構

資金・管理部 市場資金課

電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

| | 頁 |
|--------------------------|----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第1 募集要項 | 2 |
| 1 新規発行債券（10年債） | 2 |
| 2 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債） | 6 |
| 3 新規発行債券（20年債） | 7 |
| 4 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債） | 11 |
| 5 新規発行による手取金の使途 | 12 |
| 第二部 参照情報 | 13 |
| 第1 参照書類 | 14 |
| 第2 参照書類の補完情報 | 14 |

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（10年債）

| | | | |
|----------|---|--------------------------------------|--|
| 銘柄 | 第24回国際協力機構債券 | 債券の総額 | 金10,000百万円 |
| 記名・無記名の別 | - | 発行価額の総額 | 金10,000百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 平成26年6月12日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。 |
| 利率 | 年0.655% | 払込期日 | 平成26年6月20日 |
| 利払日 | 毎年6月20日 及び12月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店 |
| 償還期限 | 平成36年6月20日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成26年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成36年6月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> | | |
| 担保 | 本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 その他の条項 | 該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） | |
| | | 該当事項なし | |

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター (以下「R&I」という。)

本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を平成26年6月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (以下「S&P」という。)

本債券について、当機構はS&P からAA-の信用格付を平成26年6月12日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼すると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/per>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三菱東京UFJ銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成26年6月12日付第24回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更
- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。
9. 本債券の債権者集会
- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
 - (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
 - (3) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
 - (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
 - (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
 - (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
 - (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
 - (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
 - (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。
10. 元利金の支払
- 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。
11. 募入方法
- 応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。
12. 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。 |
|----------|-----------------------|-------------------|--------------|--|
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 百万円 4,000 | |
| | SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 3,000 | |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 3,000 | |
| | 計 | — | 10,000 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | | |

3. 新規発行債券 (20年債)

| | | | |
|----------|--|--------------------------------------|--|
| 銘柄 | 第25回国際協力機構債券 | 債券の総額 | 金10,000百万円 |
| 記名・無記名の別 | - | 発行価額の総額 | 金10,000百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 平成26年6月12日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。 |
| 利率 | 年1.520% | 払込期日 | 平成26年6月20日 |
| 利払日 | 毎年6月20日 及び12月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店 |
| 償還期限 | 平成46年6月20日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成26年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 | | |
| 償還の方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、平成46年6月20日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 | | |
| 担保 | 本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） | |
| | その他の条項 | 該当事項なし | |

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を平成 26 年 6 月 12 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&P からAA-の信用格付を平成 26 年 6 月 12 日付で取得している。

S&P の信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する S&P の現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。また S&P の信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&P は信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&P は格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&P は、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&P に提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&P では、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&P による発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&P が格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関して S&P が公表する情報へのリンク先は、S&P のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三菱東京UFJ銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成26年6月12日付第25回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。g g h
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

| | |
|------------|---|
| <p>摘 要</p> | <p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。</p> |
|------------|---|

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。 |
|----------|-----------------------|-------------------|--------------|--|
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 百万円 4,000 | |
| | SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 3,000 | |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 3,000 | |
| | 計 | — | 10,000 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | | |

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|------------|-----------|------------|
| 20,000 百万円 | 80 百万円 | 19,920 百万円 |

(注) 上記金額は、第 24 回国際協力機構債券及び第 25 回国際協力機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,920 百万円は、平成 26 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（平成25年12月1日現在）」

第2 参照書類の補完情報

1. 「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（平成25年12月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」等について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書作成日（平成26年6月12日）までの間において、以下のとおり変更及び追加すべき事項が生じております（変更箇所は下線で示しております。）。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書作成日（平成26年6月12日）現在においてもその判断に変更はありません。

第1 発行者の概況

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

②有償資金協力（JICA 法第13条1項2号）

（前略）

円借款供与条件表

(平成26年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

| 所得段階 | 一人当たりGNI (平成24年) | 条件 | 適用金利 | 基準/ オプション | 金利 (%) | 償還期間 (年) | うち据置期間 (年) | 調達条件 | | | | |
|---|------------------------------|---|------|--------------|------------------------------|--------------|---------------|--------|------|----|----|-------|
| | うち貧困国 (注1) | | | | 0.01 | 40 | 10 | アンタイド | | | | |
| LDC | | 一般条件 | 固定金利 | 基準 | 0.70 | 30 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション1 | 0.65 | 25 | 7 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 0.60 | 20 | 6 | | | | | |
| | | オプション3 | | 0.55 | 15 | 5 | | | | | | |
| | | 基準 | | 0.01 | 40 | 10 | | | | | | |
| | | オプション1 | | 0.01 | 30 | 10 | | | | | | |
| 優先条件 (注2: 以下同じ) | | | | オプション2 | 0.01 | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | 基準 | 1.20 | 30 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション1 | 0.90 | 25 | 7 | | | | | |
| 貧困国 | US\$ 1,035以下 | 一般条件 | 固定金利 | オプション2 | 0.75 | 20 | 6 | アンタイド | | | | |
| | | | | オプション3 | 0.65 | 15 | 5 | | | | | |
| | | | | 基準 | 0.25 | 40 | 10 | | | | | |
| | | オプション1 | | 0.20 | 30 | 10 | | | | | | |
| | | オプション2 | | 0.15 | 20 | 6 | | | | | | |
| | | オプション3 | | 0.10 | 15 | 5 | | | | | | |
| STEP (注3: 以下同じ) | | | 固定金利 | 基準 | 0.10 | 40 | 10 | タイド | | | | |
| | | | | 低所得国 | US\$ 1,036以上 US\$ 1,965以下 | 一般条件 | 固定金利 | 基準 | 1.40 | 30 | 10 | アンタイド |
| | | | | | | | | オプション1 | 0.80 | 20 | 6 | |
| オプション2 | 0.70 | 15 | 5 | | | | | | | | | |
| 変動金利 (注4: 以下同じ) | 基準 | 円LIBOR-10bp | 30 | | | 10 | | | | | | |
| | オプション1 | 円LIBOR-30bp | 20 | | | 6 | | | | | | |
| | オプション2 | 円LIBOR-12bp | 15 | | | 5 | | | | | | |
| 優先条件 | | | 固定金利 | 基準 | 0.30 | 40 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション1 | 0.25 | 30 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 0.20 | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | オプション3 | 0.15 | 15 | 5 | | | | | |
| | | | | 基準 | 円LIBOR-133bp | 40 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション1 | 円LIBOR-123bp | 30 | 10 | | | | | |
| オプション2 | 円LIBOR-89bp | 20 | 6 | | | | | | | | | |
| オプション3 | 円LIBOR-66bp | 15 | 5 | | | | | | | | | |
| STEP | | | 固定金利 | 基準 | 0.10 | 40 | 10 | タイド | | | | |
| 中所得国 | US\$ 1,966以上 US\$ 4,085以下 | 一般条件 | 固定金利 | 基準 | 1.40 | 25 | 7 | アンタイド | | | | |
| | | | | オプション1 | 0.95 | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 0.80 | 15 | 5 | | | | | |
| | | | | 変動金利 | 基準 | 円LIBOR+9bp | 25 | | 7 | | | |
| | | | | | オプション1 | 円LIBOR-15bp | 20 | | 6 | | | |
| | | | | | オプション2 | 円LIBOR-2bp | 15 | | 5 | | | |
| | | 優先条件 | | 固定金利 | 基準 | 0.30 | 40 | | 10 | | | |
| | | | | | オプション1 | 0.25 | 30 | | 10 | | | |
| | | | | | オプション2 | 0.20 | 20 | | 6 | | | |
| | | | | | オプション3 | 0.15 | 15 | | 5 | | | |
| | | | | | 基準 | 円LIBOR-133bp | 40 | | 10 | | | |
| | | | | | オプション1 | 円LIBOR-123bp | 30 | | 10 | | | |
| オプション2 | 円LIBOR-89bp | 20 | 6 | | | | | | | | | |
| オプション3 | 円LIBOR-66bp | 15 | 5 | | | | | | | | | |
| STEP | | | 固定金利 | 基準 | 0.10 | 40 | 10 | タイド | | | | |
| 中進国 | US\$ 4,086以上 US\$ 7,115以下 | 一般条件 | 変動金利 | 基準 | 円LIBOR+38bp | 25 | 7 | アンタイド | | | | |
| | | | | オプション1 | 円LIBOR+49bp | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 円LIBOR+67bp | 15 | 5 | | | | | |
| | | | | 固定金利 | 基準 | 1.70 | 25 | | 7 | | | |
| | | | | | オプション1 | 1.60 | 20 | | 6 | | | |
| | | | | | オプション2 | 1.50 | 15 | | 5 | | | |
| | | 優先条件 | | 変動金利 | 基準 | 円LIBOR-103bp | 40 | | 10 | | | |
| | | | | | オプション1 | 円LIBOR-98bp | 30 | | 10 | | | |
| | | | | | オプション2 | 円LIBOR-69bp | 20 | | 6 | | | |
| | | | | | オプション3 | 円LIBOR-52bp | 15 | | 5 | | | |
| | | | | | 固定金利 | 基準 | 0.60 | | 40 | 10 | | |
| | | | | | | オプション1 | 0.50 | | 30 | 10 | | |
| オプション2 | 0.40 | 20 | 6 | | | | | | | | | |
| オプション3 | 0.30 | 15 | 5 | | | | | | | | | |
| 卒業移行国 | US\$ 7,116以上 US\$12,615以下 | 一般条件 | 変動金利 | 基準 | 円LIBOR+48bp | 25 | 7 | アンタイド | | | | |
| | | | | オプション1 | 円LIBOR+54bp | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 円LIBOR+72bp | 15 | 5 | | | | | |
| | | 優先条件 | | 基準 | 円LIBOR-89bp | 30 | 10 | | | | | |
| | | | | オプション1 | 円LIBOR-65bp | 20 | 6 | | | | | |
| | | | | オプション2 | 円LIBOR-47bp | 15 | 5 | | | | | |
| コンサルティングサービス | | コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。 | | | | | | | | | | |
| プログラム借款オプション | | 協賛融資の場合は譲許性を確保しつつ、協賛融資先の償還期間と同一にすることができる。 | | | | | | | | | | |
| <p>(注1) LDCうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。</p> <p>(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野、人材育成分野。</p> <p>(注3) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術を活用するものとして途上国より本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の 有する技術・ノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。</p> <p>(注4) 円LIBOR(6ヶ月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限はGEI値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする。</p> <p>(注5) 災害復旧分野(災害復旧スタンバイ円借款を含む)は、所得段階にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンバイ借款は、 外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。 ・EPSAソブリン向けは、所得段階に応じて、優先条件を適用(但し、LDCうち貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。 ・EPSAソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンは、0.55%、40年(10年)を適用。 ・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。 ・中進国を超える所得水準の開発途上国には変動金利のみを適用、中進国には原則変動金利を適用するものの固定金利も選択可能とし、 低所得国および中所得国には原則固定金利を適用するものの変動金利も選択可能とする。 | | | | | | | | | | | | |

主要国所得階層別分類（国連及び世銀の分類による。）

| 所得階層 | 一人当たり GNI (平成 24 年) | |
|--------------------------|--|--|
| | うち貧困国 | アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、 <u>南スーダン</u> 、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ |
| | L D C | アンゴラ、イエメン、キリバス、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、ソロモン諸島、セネガル、ツバル、バヌアツ、東ティモール、ブータン、 <u>モーリタニア</u> 、ラオス、レソト |
| 貧困国 | US\$ 1,035 以下 | キルギス、ケニア、ジンバブエ、タジキスタン |
| 低所得国 | <u>US\$ 1,036 以上</u> <u>US\$ 1,965 以下</u> | インド、ウズベキスタン、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、ベトナム |
| 中所得国 | <u>US\$ 1,966 以上</u> <u>US\$ 4,085 以下</u> | アルバニア、アルメニア、イラク、インドネシア、ウクライナ、エジプト、エルサルバドル、ガイアナ、カーボヴェルデ、グアテマラ、グルジア、コソボ、コンゴ共和国、シリア、スリランカ、スワジランド、パラグアイ、フィリピン、ベリーズ、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル |
| 中進国 | <u>US\$ 4,086 以上</u> <u>US\$ 7,115 以下</u> | アゼルバイジャン、アルジェリア、イラン、エクアドル、 <u>グレナダ</u> 、コロンビア、ジャマイカ、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、中国、チュニジア、ドミニカ共和国、 <u>ドミニカ国</u> 、トルクメニスタン、 <u>トンガ</u> 、ナミビア、 <u>ブルガリア</u> 、 <u>フィジー</u> 、 <u>ベラルーシ</u> 、 <u>ペルー</u> 、 <u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u> 、 <u>マケドニア</u> 、 <u>マーシャル諸島</u> 、 <u>モルディブ</u> 、 <u>モンテネグロ</u> 、 <u>ヨルダン</u> 、 <u>リビア</u> |
| <u>中進国を超える所得水準の開発途上国</u> | <u>US\$ 7,116 以上</u> <u>US\$12,615 以下</u> | アルゼンチン、カザフスタン、ガボン、コスタリカ、スリナム、セーシェル、トルコ、パナマ、パラオ、ブラジル、ベネズエラ、ボツワナ、マレーシア、 <u>南アフリカ</u> 、 <u>メキシコ</u> 、 <u>モーリシャス</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>レバノン</u> |

(注) アフガニスタン、ソマリア、ミャンマー、ルワンダ、イエメン、ジブチ、イラク、シリア、ベリーズ、アルジェリア、イラン、リビア、アルゼンチンについては、世銀ガイドラインにおいて平成 24 年度の一人当たり国民総所得が記載されていないところ、平成 23 年度と同じ所得階層に位置づけている。

3-3. 当機構の財務

(3) 資金調達の概要

②有償資金協力勘定の資金調達

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計3,200億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

| | 発行日 | 発行額 |
|--------------|-------------|-------|
| 第1回国際協力機構債券 | 平成20年12月19日 | 300億円 |
| 第2回国際協力機構債券 | 平成21年6月19日 | 300億円 |
| 第3回国際協力機構債券 | 平成21年12月16日 | 200億円 |
| 第4回国際協力機構債券 | 平成22年6月18日 | 200億円 |
| 第5回国際協力機構債券 | 平成22年9月15日 | 200億円 |
| 第6回国際協力機構債券 | 平成22年12月15日 | 200億円 |
| 第7回国際協力機構債券 | 平成23年6月16日 | 200億円 |
| 第8回国際協力機構債券 | 平成23年9月26日 | 150億円 |
| 第9回国際協力機構債券 | 平成23年9月26日 | 50億円 |
| 第10回国際協力機構債券 | 平成23年12月20日 | 100億円 |
| 第11回国際協力機構債券 | 平成23年12月20日 | 100億円 |
| 第12回国際協力機構債券 | 平成24年6月22日 | 100億円 |
| 第13回国際協力機構債券 | 平成24年6月22日 | 100億円 |
| 第14回国際協力機構債券 | 平成24年9月24日 | 100億円 |
| 第15回国際協力機構債券 | 平成24年9月24日 | 100億円 |
| 第16回国際協力機構債券 | 平成24年12月26日 | 100億円 |
| 第17回国際協力機構債券 | 平成24年12月26日 | 100億円 |
| 第18回国際協力機構債券 | 平成25年6月20日 | 100億円 |
| 第19回国際協力機構債券 | 平成25年6月20日 | 100億円 |
| 第20回国際協力機構債券 | 平成25年9月20日 | 100億円 |
| 第21回国際協力機構債券 | 平成25年9月20日 | 100億円 |
| 第22回国際協力機構債券 | 平成25年12月24日 | 100億円 |
| 第23回国際協力機構債券 | 平成26年2月21日 | 100億円 |

(v) 短期借入金等

(前略)

なお、有償資金協力勘定（平成20年度実績については、旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の資金調達実績及び平成26年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

| | 平成20年度 実績 | 平成21年度 実績 | 平成22年度 実績 | 平成23年度 実績 | 平成24年度 実績 | 平成25年度 予算 | 平成26年度 予算 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 財政投融资 | 1,098 | 1,298 | 1,922 | 782 | 829 | 3,844 | 4,820 |
| うち財政融資資金借入金 | 1,098 | 1,298 | 1,922 | 782 | 829 | 3,844 | 4,220 |
| うち政府保証債 | | | | | | | 600 |
| 政府一般会計からの出資金 | 1,495 | 1,273 | 1,044 | 419 | 503 | 506 | 485 |
| 回収金等によるその他自己資金等 | 4,552 | 4,880 | 3,811 | 4,896 | 5,325 | 4,800 | 3,780 |
| 合計 | 7,145 | 7,451 | 6,777 | 6,097 | 6,658 | 9,150 | 9,885 |

第2 事業の状況

2. 対処すべき課題

(2) ODAに関する政策目標・国際公約の遂行

(前略)

【参考】日本のODAに関する主な国際公約

| 表明年月 | 国際公約 | 支援表明額 | 対象年 |
|----------|--|--------|-----------|
| 2013年5月 | 【日・ミャンマー首脳会談】 ミャンマーの改革努力を支援するため、延滞債務残額の解消と円借款511億円を含む総額910億円のODAを2013年度末までに供与することを表明。 | 910億円 | 2013 |
| 2013年6月 | 【第5回アフリカ開発会議(TICADV)】 安倍総理大臣より、①民間の貿易投資を促進し、アフリカの投資を後押しする。②日本らしい支援を通じ、「人間の安全保障」を推進する、という基本方針の下、今後5年間で総額1.4兆円のODA支援を行うことを表明。 | 1.4兆円 | 2013～2018 |
| 2013年9月 | 【第68回国連総会】 安倍総理大臣より、「紛争の予防と解決、平和構築に至る全段階で、女性の参画を確保するとともに、紛争下、危険にさらされる女性の権利、身体を守る対策」として、今後3年間で30億ドルのODA支援を行うことを表明。 | 30億ドル | 2013～2016 |
| 2013年10月 | 【水俣条約会議】 安倍総理大臣より、水銀を中心とした開発途上国の環境汚染対策に2014年から3年間で20億ドルの支援をすることを表明。 | 20億ドル | 2014～2016 |
| 2013年11月 | 【日ラオス首脳会談】 安倍総理大臣より、ラオスの首都ビエンチャンにある国際空港の拡張等のため、約95億円の円借款の供与を表明 | 95億円 | 2013 |
| 2013年12月 | 【日・ASEAN特別首脳会議】 安倍総理大臣より、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱にインフラ整備など5年間で総額2兆円規模のODA供与を表明 | 2兆円 | 2013～2018 |
| 2014年1月 | 【日モザンビーク首脳会談】 安倍総理大臣より、ナカラ回廊を中心に、道路、港、エネルギー、環境、保健、教育等を含めた総合的開発のために、5年間(2013-2017年)で約700億円のODAの支援を実施することを表明 | 700億円 | 2013～2017 |
| 2014年1月 | 【日印首脳会談】 安倍総理大臣より、今後もインド向けにODAを活用したインフラ整備や貧困削減などの支援を行っていくとの考えを伝達し、デリーメトロ延長を含む3件(総額約2000億円)の円借款の供与を決定したことを表明 | 2000億円 | 2014 |

(後略)

3. 事業等のリスク

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

②日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

(i) 不要財産の国庫返納について

(前略)

なお、当機構は、平成23年6月、平成24年2月及び平成25年3月に、不要財産に該当する財産(計1,517百万円)及び平成25年3月に大阪国際センター(現物)を国庫納付しています。

また、平成25年度には区分所有の職員住宅(39物件)を424百万円で売却し、売却収入から売却に要した手数料等を控除した417百万円を国庫納付しています。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

(前略)

また国内拠点機能の合理化等を目的に平成24年4月1日に国内拠点の再編を実施致しました。

平成25年11月には、行政改革推進会議による「秋のレビュー」が行われ、当機構が関係する事業では「無償資金協力事業」が対象になりました。無償資金協力については、中所得国以上の国に対する無償資金協力の必要性、サブスキーム毎のPDCAサイクルの確立に関するコメントがありました。

・秋のレビューの開催状況等 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/h25_fall/

(iv) 独立行政法人通則法の改正法案について

(前略)

平成26年6月6日に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(通則法改正法案)、及び、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(整備法案)が国会で成立いたしました。この中で、当機構は「中期目標管理法人」に分類されております。

(vi) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されました。このうち、「各法人等について講ずべき措置」として、当機構については以下のとおり記載されています。

【国際協力機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- 政府開発援助の事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- 研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

なお、同閣議の全文については、行政改革推進会議のホームページで公表されています。

・行政改革推進会議 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf>

(vii) ODA大綱の見直しについて

平成26年3月28日に「政府開発援助(OA)大綱見直しに関する有識者懇談会」を開催し、ODA大綱改定に向けた検討を進めていくことを決定しております。1992年に閣議決定された政府開発援助(OA)大綱が2003年に改定されて以降、現行のODA大綱は我が国のODA政策の根幹を規定する文書として重要な役割を果たしてきております。

なお、ODA大綱の見直しについては、外務省のホームページで公表されています。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/taikou_minaoshi/index.html

2. その他

上記「1. 「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について」の他、発行者情報説明書について、本債券内容説明書作成日(平成26年6月12日)までの間において変更及び追加すべき重要な事項は以下のとおりです(変更箇所は下線で示しております)。

第4 発行者の状況

2. 役員状況（平成26年6月12日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

| 役職 | 氏名 | 就任日 | 経歴 |
|------|-------|-----------------------|--|
| 理事長 | 田中 明彦 | 平成24年4月1日 | 昭和59年 東京大学教養学部 助教授 平成2年 東京大学東洋文化研究所 助教授 平成14年 東京大学東洋文化研究所 所長 平成20年 東京大学国際連携本部長 平成21年 東京大学理事・副学長 平成24年 独立行政法人国際協力機構 理事長 |
| 副理事長 | 堂道 秀明 | 平成24年4月25日 | 昭和47年 外務省入省 平成15年 中東アフリカ局長 平成16年 特命全権大使 イラン 平成19年 特命全権大使 インド・ブータン 平成23年 特命全権大使 経済外交担当 平成24年 独立行政法人国際協力機構 副理事長 |
| 理事 | 小寺 清 | 平成22年4月1日 (再任) | 昭和49年 大蔵省入省 平成16年 財務省国際局次長 平成17年 財務省副財務官 平成18年 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事 |
| 理事 | 市川 雅一 | 平成23年8月1日 (再任) | 昭和58年 通商産業省入省 平成21年 内閣官房地域活性化統合事務局次長 平成22年 大臣官房審議官（戦略輸出担当） 平成23年 大臣官房審議官（製造産業局担当） 平成23年 独立行政法人国際協力機構理事 |
| 理事 | 黒柳 俊之 | 平成24年7月1日 (再任) | 昭和53年 国際協力事業団採用 平成20年 独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部長兼公共政策部長 平成21年 独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部長兼同部国際科学技術協力室長 平成22年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成24年 独立行政法人国際協力機構国際協力専門員 平成24年 独立行政法人国際協力機構理事 |
| 理事 | 植澤 利次 | 平成25年10月1日 | 昭和52年 外務省入省 平成14年 外務省中東アフリカ局アフリカ第二課長 平成16年 外務省経済協力局技術協力課長 平成18年 在インド日本国大使館参事官 平成19年 特命全権大使ナイジェリア国駐劄 平成23年 独立行政法人国際協力機構総務部長 平成25年 独立行政法人国際協力機構理事 |
| 理事 | 加藤 宏 | 平成25年10月1日 | 昭和53年 国際協力事業団採用 平成17年 独立行政法人国際協力機構国内事業部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所長 平成20年 独立行政法人国際協力機構研究所副所長 平成24年 独立行政法人国際協力機構上級審議役 平成25年 独立行政法人国際協力機構理事 |

| | | | |
|----|-------|------------------------|---|
| 理事 | 木山 繁 | 平成25年10月1日 | 昭和52年 海外経済協力基金採用 平成14年 国際協力銀行開発第2部長 平成15年 国際協力銀行開発第1部長 平成17年 国際協力銀行財務部長 平成19年 国際協力銀行アフリカ地域外事審議役 平成20年 独立行政法人国際協力機構上級審議役 平成25年 独立行政法人国際協力機構理事 |
| 監事 | 伊藤 隆文 | 平成23年10月1日 (再任) | 昭和53年 国際協力事業団採用 平成16年 独立行政法人国際協力機構総務部総務グループ長 平成18年 独立行政法人国際協力機構地球環境部長 平成20年 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長 平成23年 独立行政法人国際協力機構監事 |
| 監事 | 黒川 肇 | 平成23年10月1日 (再任) | 平成5年 デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 フランクフルト事務所マネージャー 平成9年 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 国際選任部門マネージャー 平成22年 有限責任監査法人 トーマツ東京事務所パブリック セクター部マネージャー 平成23年 独立行政法人国際協力機構監事 |
| 監事 | 町井 弘実 | 平成26年1月1日 | 昭和50年 株式会社日本長期信用銀行入行 平成12年 株式会社日本長期信用銀行監査役室長 平成22年 日本年金機構監査部長 平成25年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オ フィサー 平成26年 独立行政法人国際協力機構監事 |